



世田谷区防犯だより

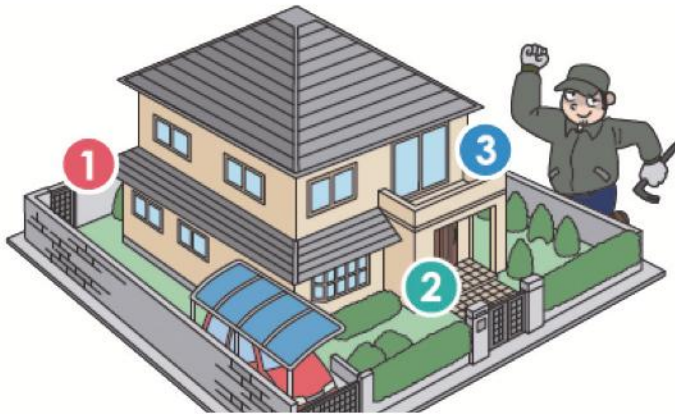
令和6年12月発行

自宅を狙った犯罪に注意しましょう

強盗や空き巣などの被害に遭わないために、一人ひとりが防犯意識を高め、自分や家族の命と財産を守りましょう。

ドロボウが目をつける「まさか」の3大手段

- ①「ここからは入らない」と思う横手・裏手の勝手口や窓
- ②「まあいいか」と無施錠の正面玄関
- ③「ここまでは上がってこない」と2階のベランダ



被害に遭わないための防犯対策

▶施錠を徹底!

補助錠や防犯フィルムも有効です

▶来訪者や不審な電話に注意!

インターホン越しの対応を!

訪問業者に対して、安易に個人情報を教えないようにしましょう

▶物理的な防犯対策を!

防犯カメラやセンサーライト、防犯砂利も効果的です。



侵入されてしまった場合には…

身の安全を確保し、すぐに110番通報しましょう。いつでも通報できるように、在宅中も携帯電話を持ち歩くほか、身近な場所に防犯ブザーを置いておき、いつでも周囲に異常を知らせることができるようしましょう。

「地域の目」で街を守ろう!

普段からあいさつ、声かけを励行し、ご近所付き合いを大事にしましょう。異変を感じたら、すぐに110番!



世田谷区防犯キャラクター せたかくん

トピック

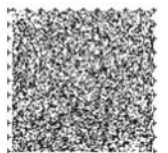
区内の防犯に特化した防犯冊子「世田谷区スクラム防犯ガイドブック」を配布中

世田谷区では防犯冊子「世田谷区スクラム防犯ガイドブック」「世田谷区瞬間ボランティアガイドブック」を作成しています。地域のみなさんで力を合わせ、犯罪を寄せ付けない「安全安心なまち世田谷」を目指しましょう! 詳細は右記二次元コードからHPをご覧ください。



「闇バイト」は犯罪です。勇気を出して警察に相談を!

「高額バイト」「即日現金」「簡単高収入」などの甘い言葉にだまされないでください。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。「個人情報を送ってしまった」「脅されている」など、困ったときは勇気を出して身近な人や警察に相談してください。詳しくは裏面をご覧ください。

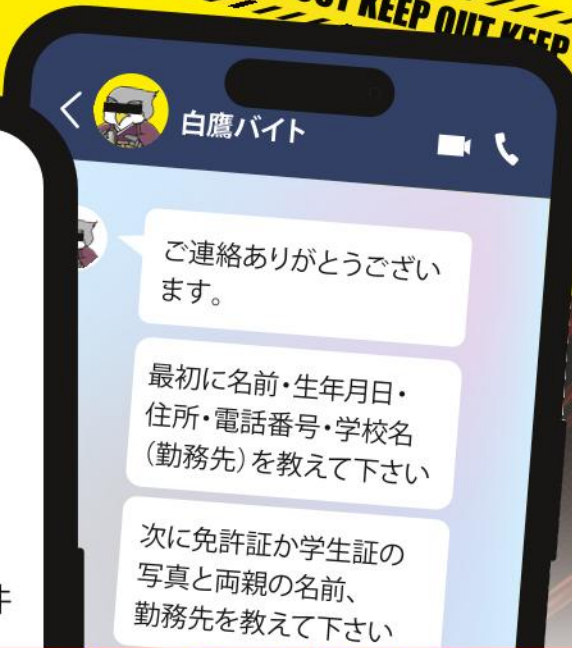


防犯だより
バックナンバーは
◀◀こちら

世田谷区危機管理部地域生活安全課

TEL.03-5432-2267 FAX.03-5432-3066

知らなかったは通用しません! そのバイト、捕まります!



仕事内容よくわからないし、変なアプリで連絡しろって言われたけど...これってもしかして...



闇バイトは犯罪です!必ず捕まります!

#UD(受け子・出し子)
#受け #出し



詐欺罪
10年以下の懲役

#叩き(強盗)



強盗罪
5年以上の懲役
強盗殺人
死刑または無期懲役

#口座売買



犯罪収益移転防止法違反
1年以下の懲役
100万円以下の罰金

携帯電話の売買



携帯電話不正利用防止法違反
2年以下の懲役
300万円以下の罰金

手を出す前に相談を!罪を重ねる前に警察へ!

楽して大金を稼ぐことはできません! 安易に信用せず、身近な人や警察に相談してください!

相談先

警察相談ダイヤル #9110
ヤング・テレホン・コーナー TEL.03-3580-4970
または最寄りの警察署へ

